

明石の史跡（72）血判



血判とは、「（古くケツバンとも）神文しんもん・誓詞などに、背かない意を示すため指先から血を出して署名の下に押したもの（広辞苑）」をさす。将軍の代替りごとに、諸大名は老中の役宅において、血判誓紙を提出する（「要筐弁志2」『古事類苑政治部3』301頁）。採血の方法は、おそらく小刀で、男は左の薬指、女は右の薬指を傷つけて採血した（「書札抜要集」同書人部2、351頁）。

再度の代替わりを経験した、肥前平戸藩主の松浦静山（まつらせいざん）は、小刀の使用は不都合があったのか、大きな針でもって、血判にのぞんだという。ただし、万一にそなえて、膏薬を懐中にしのばせていたという（甲子夜話6）。経験者にしても、いささか緊張（あざやかな血判のために）を余儀なくされたようである。

この行為を代替り最初の「宗門改」（しゅうもんあらため）において、村政の責任者にたいして実施した人物が存在する。

第7代明石藩主本多政利は、入部した翌延宝7年（1680）4月、領内の庄屋にあてて、宗門改を実施するための通達を出した。通達を手にした三木郡小川組大庄屋安福武重は、その文面を見て驚いた。5歳以上の男女の記載は例年通り、しかし人丸大明神への起請文に血判が求められたことである（三木市郷土史の会編『累年覚書集要』8-9頁）。これまでに、このようなこと（血判）はなかったので、記録したものと思われる。

採血の方法は、おそらく小刀で、男は左の薬指、女は右の薬指を傷をつけて採血したとされる（「書札抜要集」同書人部2、351頁）。

城内の建物のなかで、「ウリ坊」を飼育していた藩主（本多政利）だけに、型破りな面もうなずけよう。農村では、左手の薬指に包帯を巻きつけ、村政に従事する庄屋の姿をみかけたことであろう。